

○内閣府告示第五百三十九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十八号の表十一年未満の項中「三％」を「五％」に改め、同表十一年以上の項中「四％」を「六％」に改め、同条第十九号中「一パーセント」を「二パーセント」に改め、同条第二十一号中「処遇改善等加算」を「処遇改善等加算Ⅰ」に改め、同条第三十五号の三の次に次の一号を加える。

三十五の四 処遇改善等加算Ⅱ 当該施設等において、技能及び経験を有する職員について追加的

な賃金改善を行う場合に加算されるものをいう。

第十条から第十二条までの規定中「千分の七百二十五」を「千分の七百三十四」と改める。

第十七条中「処遇改善等加算」を「処遇改善等加算Ⅰ」に改め、「外部監査費加算」の下に「処遇改善等加算Ⅱ」を加え、「及び障害児保育加算」を「障害児保育加算及び施設長に係る経過措置が適用される場合の額」に改める。

附則第三条の表を次のように改める。

当該施設における平成二十六年度の職員一人当たりの平均勤続年数	一年未満	当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数	割合
		二年未満	四%
		一年以上二年未満	四%
	一年以上二年未満	一年未満	三%
		二年未満	四%
		一年以上二年未満	四%
	三年以上五年未満	一年未満	三%
		一年以上二年未満	四%
		三年以上五年未満	三%
五年以上六年未満	五年以上六年未満	四%	
	二年未満	四%	

七年以上八年未満	四年以上六年未満			四%
	二年未満			
	四年以上六年未満			
	七年以上八年未満			

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供するとともに、内閣府のホームページにより公表する。）

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。